野洲地域 循環型社会形成推進地域計画

概要版

滋賀県 野洲市 平成 22年 1月 (変更)平成 24年3月 (変更)平成 25年12月 (変更)平成 26年12月

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 滋賀県 野洲市

面 積 80.15km² ※平成22年7月30日総務大臣告示、守山市との行政界確定による。

人 口 50,409人(平成20年10月1日)

50,642 人 (平成23年3月31日)

50,859人(平成25年12月1日)

50,826人(平成26年12月1日)

(2)計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成29年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3)基本的な方向

野洲市(以下、本市)は、滋賀県の中央部、琵琶湖の南岸・湖南地方に位置しており、東南を形成する山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦部とを持つ、面積80.15km²の地域である。

本市では、「野洲クリーンセンター」にて可燃ごみの焼却、不燃・粗大ごみの破砕選別、プラスチック容器・ペットボトルの減容を行い、「蓮池の里第二処分場」にて埋立処分を行っている。また、し尿及び浄化槽汚泥は、本市と草津市、守山市、栗東市とで構成する湖南広域行政組合において、広域的に処理を行っている。

また、市民会議やアンケート調査によって市民の意見を取り入れた3R推進施策を 展開しており、「ごみ排出量削減」、「ごみ再使用率向上」、「リサイクル率向上」、「最終 処分率削減」、「エネルギー回収向上」、「温室効果ガス削減」に向けて取り組んでいる。

家庭系ごみのうち、可燃ごみは昭和57年1月の分別収集開始当初から「指定紙袋制」を導入し、先進的な取り組みを行ってきた。現在は「半透明指定袋制」を採用している。次いで、不燃ごみが平成12年4月に、プラスチック容器が平成14年10月に、それぞれ「半透明指定袋制」を導入し、適正排出とごみの減量化を推進している。また、資源ごみとしては7品目の分別収集を実施し、これと併せて市民の集団回収活動も実施されていることから、平成20年度の資源化率は21.7%と、同年全国平均20.3%を上回っている。

事業系ごみについても、平成17年度より適正排出への指導を強化しており、更なる ごみの発生抑制・再資源化の徹底に向けて、取り組んでいる。

処理・処分の状況としては、現在、資源ごみとして収集した古紙、古布、空き缶・

金属、ビン、廃食油は、直接売却していることや、粗大ごみ処理施設での効率的な有価物回収が難しいことから、市が主体となって更なる資源回収に取り組む必要がある。

今後は、廃食用油の回収拡大や生ごみ処理システムの構築等を検討するとともに、中間処理計画として、「①衛生処理のための適切な処理施設の整備」、「②廃棄物処理に対する意識啓発及び啓蒙-3R市民活動拠点施設の整備-」、「③循環型社会形成を目指した低環境負荷・高効率型施設の整備」を掲げ、本市の3R推進施策に寄与する施設整備を行うものとする。

また、生活排水については、公共下水道及び農業集落排水施設の事業推進を図りながら、これらの対象地域以外の地域については合併浄化槽の設置・切り替えを促進し、 適正な生活排水処理を推進していく。

(4) 広域化の検討状況

「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」では、可燃ごみ処理施設および粗大・不燃ごみ処理施設について、平成21年度以降に、本市と守山市で広域化を図ることとされている。

そうした中、平成 20 年度に、現在の施設について精密機能検査を実施したところ、7 年後の平成 27 年度に、通常の維持管理では使用の継続が限界に達することが判明した。

そこで、対応について検討したところ、継続的且つ安定的な処理を行うためには、 早急な大規模改修または更新(建て替え)を行うことが必要であり、検討の結果、更 新が最適であると総合的に判断した。

広域化に向けて整備する場合、両市での候補地調整等で長時間を要することとなるが、今回の整備は上記のとおり早急な対応を必要とすることから、単独での更新を図らざるを得ないものである。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成20年度の一般廃棄物の排出・処理状況を、図1に示す。

総排出量は14,629トンであり、再生利用される総資源化量は3,171トン、リサイクル率 (=総資源化量÷総排出量)は21.7%である。中間処理による減量化量は9,213トンであり、排出量の69.2%が減量化されている。また、排出量の16.9%に当たる2,245トンが埋め立てられている。さらに、中間処理量のうち、焼却量は11,039トンである。なお、野洲クリーンセンター(焼却施設)では、余熱利用を行っていない

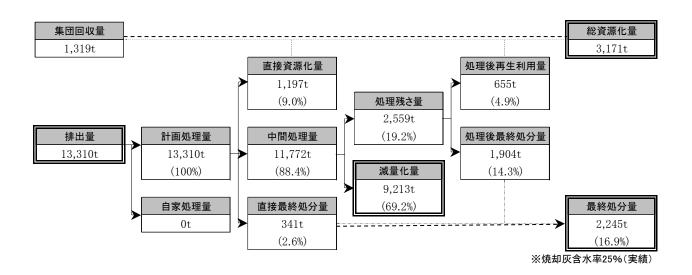


図1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成20年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成20年度の生活排水の排出・処理状況を、図2に示す。

生活排水処理対象人口は、全体で 50,315 人であり、汚水衛生処理人口は 48,941 人、汚水衛生処理率は 97.3% である。し尿発生量は 1,524k ℓ 0/年、浄化槽汚泥発生量は 2,644k ℓ 0/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 4,168k ℓ \ell/年である。

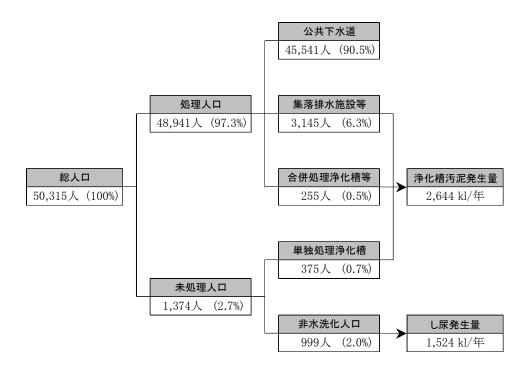


図2 生活排水の処理状況フロー(平成20年度)

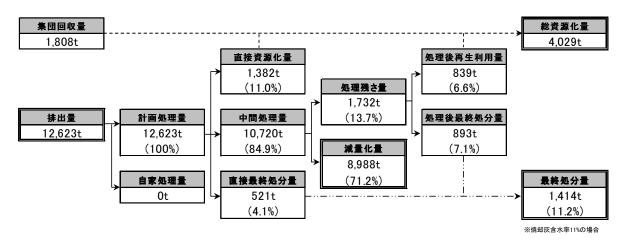
(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、 表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、集団回収量含む場合の1人1日当たりごみ排出量は、最新(平成20年度)の 全国平均が 1,033g、滋賀県平均が 938g であるのに対して、本市が同年度 797g と、相 当程度発生抑制がなされていることに加え、年々人口が増加していることから、これ 以上の年間排出量の減量化が困難であるため、目標値は現状に対して-5.2%程度とす る。

X MEIO HENNICK / COLOCIES												
	指標	現状(割合※1) (平成20年度)		目標(割合※1) (平成29年度)								
排 出 量	事業系 総排出量	2,647 _{トン}		2,752 _{トン}	(H20比 4.0%)							
	1事業所当たりの排出量**2	1.46 - / 事業所		1.66 。/事業所	(H20比 13.7%)							
	家庭系 総排出量											
	1人当たりの排出量 ^{※3}	175.16 _{kg/人}		$147.85~\mathrm{kg}/\mathrm{人}$	(H20比 -15.6%)							
	合 計 事業系家庭系排出量合計	13,310 þy		12,623 _{トン}	(H20比 -5.2%)							
再生利用量	直接資源化量	1,197 _{トン}	(9.0%)	1,382 _{トン}	(11.0%)							
	総資源化量	3,171 _{トン}	(23.9%)	4,029トン	(31.9%)							
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	_		-								
減量化量	中間処理による減量化量	9,213 トン	(69.2%)	8,988 トン	(71.2%)							
最終処分量	埋立最終処分量	2,245 トン	(16.9%)	1,414 by	(11.2%)							

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標



目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 29 年度) 図 3

^{※1} 排出量分は現状 (平成 20 年度分) に対する割合、その他は排出量に対する割合 ※2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数) ※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

[《]指標の定義》

指揮の定義》 排 出 量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位:トン〕 再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位:トン〕 葛 回 収 量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位:順h〕 減 量 化 豊 : 中間処理是と処理後の残さ量の差〔単位:トン〕 最終処分量:埋立処分された量〔単位:トン〕

(4) 生活排水の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2 生活排水処理の現状と目標

		平成20年度実績	平成29年度目標				
	公共下水道	45,541 人 (90.5%)	48,716 人 (94.1%)				
処理形態別 人口	農業集落排水施設等	3,145 人 (6.3%)	2,995 人 (5.8%)				
	合併処理浄化槽等	255 人 (0.5%)	72 人 (0.1%)				
	未処理人口	1,374 人 (2.7%)	0 人 (0%)				
	合 計	50,315 人	51,783 人				
し尿・	汲み取りし尿量	1,524 キロリットル	0 キロリットル				
	浄化槽汚泥量	2,644 キロリットル	1,536 キロリットル				
	슴 計	4,168 キロリットル	1,536 キロリットル				

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 3 R 啓発活動・環境学習の推進(施策番号 11)

<施策の内容>

3 Rの啓発活動を行い、資源化・減量化方策推進の基盤を確立し、環境への負荷の少ない生活スタイルを推進する。

廃棄物問題を環境問題の一つとしてとらえ、環境に配慮した生活、特に「廃棄物を少なくする暮らしの実現に向けて」の意識や行動を定着させるための環境学習会等を開催し、学校教育・社会教育・家庭教育等生涯教育を通じて、3Rに対する理解と認識を深めてもらう。

<具体的な方策>

〇啓発活動の充実(行政、市民)

市民、事業者に対してごみの減量化・資源化、さらにごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ新たな啓発手法の開発に努める。

〇環境学習の推進(行政、市民、事業者)

- ・3Rパンフレット等を作成し、廃棄物問題についての意識改革を図る。
- ・環境学習会、キャンペーン・イベント (廃棄物処理施設の見学会、環境問題 やごみ減量に関するフォーラム等)を通して、理解を深めてもらう。
- ・ごみ処理コスト等の現状について共有化を図る。

〇ごみ処理手数料の見直し(行政、市民、事業者)

昭和57年1月の分別収集開始当初から、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて、また、平成14年10月からプラスチック容器について、それぞれ有料化として一定のごみ処理手数料を徴収し、平成22年10月にごみ処理費にかかる負担の適正化を図るため手数料を改正した。今後も、処理原価に基づく一定割合の費用負担、排出量に応じた費用負担に基づき、ごみ処理手数料を点検のうえ、見直し、市民、事業者が処理費用を意識し、排出量抑制につなげる。

イ 3 R情報システムの整備(施策番号 12)

<施策の内容>

廃棄物の減量化や資源化に関する関連情報の整備を図り、有効に利用できる体制を確立する。

特に毎年発行している「ごみ収集カレンダー」や「分別名人」の活用度が高い

ことから、さらに情報内容を充実させ、市民の「エコバイブル」とする。

<具体的な方策>

〇「分別名人」の充実(行政、市民)

・「ごみ収集カレンダー」や「分別名人」の情報内容を充実させ、適正分別を推 進してリサイクル率の向上を図るとともに、情報発信のために活用する。

【提供情報の内容】

- ・廃棄物交換情報の提供、減量化・再資源化に関する情報
- ・廃棄物に関する統計資料(ごみ処理コスト等の情報も提供する)
- ・廃棄物処理業者等名簿及び活動状況
- ・リサイクル団体名及び活動状況
- ・身近なリサイクル技術
- フリーマーケット、ガレージセール、フォーラム等イベント情報
- ・リユース・リサイクル等に関する行政情報
- ・エコショップ調査、ガイドブックによる情報公開 (グリーン購入普及推進のためのガイドブック)
- ・分別方法についてわかりやすい資料(分別チラシ)を配布する等、適正 な分別の周知徹底を図る。

ウ ごみの適正分別の推進(施策番号 13)

<施策の内容>

収集ごみの適正分別を推進し、プラスチック容器類や空きビン等への異物混入を少なくする等、処理・資源化の向上を図る。

また、平成 28 年度以降、プラスチック容器類のリサイクルについては、焼却、熱回収を前提とする。なお、平成 25 年度には国において容器包装リサイクル法の改正が予定されており、そのなかで経費面、プラスチック容器類の資源化についてより良い手段が示されれば、それに向けて対応を行う。

また、集団回収については、市民意識が高く、助成制度を廃止した後も自主的な取り組みにより多くのごみが回収されていることから、市としては、今後も「野洲市自治会活動活性化補助金交付要綱」に基づき、収集ごみ及び集団回収ごみの集積場所設置に関する助成を継続し、適正分別による資源物の回収率向上をサポートしていく。

<具体的な方策>

○ごみ収集方法の改善(市民、事業者、行政)

・分別方法について、わかりやすい資料(分別チラシ)を配布する等、適正な

分別の周知徹底を図る。

- ・分別時の異物混入について、分別状況の実態調査を行う。また、異物混入による影響について周知を図る。(爆発物による収集時の影響、プラごみ異物混入による処理時の影響等)
- 集積所の管理強化、指定袋への氏名記入強化
- ・特に可燃ごみの中で 4 割を越える紙・布類の資源ごみに焦点を当て、徹底した分別の取組みを強化するため、他市事例研究や市民のインセンティブを高める事業実施を検討する。

エ 生ごみ資源化の推進(施策番号14)

<施策の内容>

家庭、事業所における生ごみ資源化への支援、および生ごみ処理施設の設置検討を行い、生ごみの資源化を推進する。

<具体的な方策>

○家庭での資源化推進(市民、行政)

家庭から排出されるごみのうち、大きな割合を占める厨芥について、簡易なコンポスト化容器により堆肥化を行い、減量化を促進する。

〇事業所に対する堆肥化装置設置補助(事業者、行政)

事業系厨芥類の減量化に向けて、堆肥化装置を設置する事業者に対する助成制度の検討を含め、循環的利用を促進していく。

〇有機農業と連携する資源化システムの構築検討(市民、事業者、行政)

農業者と連携する生ごみ資源化システムの構築に取り組む。

〇生ごみ処理システムの検討(行政)

バイオマス等、市内全域の生ごみリサイクル方法について、実現性、効果を把握する。また、焼却対象物のカロリーバランスにも配慮し、最適な生ごみ処理システムの検討を行う。

オ 包装の適正化推進(施策番号 15)

<施策の内容>

廃棄物発生の大きな要因である過剰包装を抑制し、適正包装に関する基準を検 討するとともに、市民・事業者に対して啓発事業を行う。

<具体的な方策>

〇「エコな店ガイドブック」による情報提供

市内のエコロジーな店を調査及び審査し、平成22年度に「エコな店ガイドブッ

ク」を作成した。エコな店の普及啓発を推進することにより、資源の浪費やごみ の排出を減少させていく。

〇レジ袋等減量化の推進(市民、事業者、行政)

レジ袋等のごみを減らす観点から、市民、事業者、行政の3者による地域協定 を締結し、レジ袋等の減量化に努める。

〇過剰包装の抑制 (事業者)

使い捨て容器(トレイなど)の使用を必要最小限にする等、流通業界団体等で 自主的に策定した包装の基準を遵守するとともに、包装材料の減量化に一層の努力を行う。また、消費者によるレジ袋削減取組に積極的に協力する。

家電製品梱包用等の梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方 法の工夫を行うとともに、製造・流通事業者の責任において、回収・再生利用す る体制を整備する。

カ ごみの散乱防止に関する事業の推進(施策番号 16)

<施策の内容>

平成4年3月に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」が制定され、県民、事業者、土地管理者、市町村及び県などの関係者が一体となって、ごみの散乱防止に取り組み、快適でさわやかな県土を創り上げていくことをめざしている。取り組みの基本は、散乱ごみを発生させない「未然防止対策」と、捨てられない美しい環境づくりの「清掃美化管理対策」の2本を柱とし計画的な美化対策の推進ならびに環境美化に対する意識の高揚及びモラルの向上に向け積極的に取り組む。

<具体的な方策>

〇不法投棄パトロール(市民、事業者、行政)

行政あるいは市民・事業者によるパトロールを強化する。

〇ごみの散乱防止(市民、事業者)

啓発看板を設置したり、事業所周りの清掃を呼びかけるほか、地域のボランティア清掃時には廃食油の再利用による BDF 燃料を使用した「エコライフ推進車」を運搬用に貸し出し、このほかごみ袋の提供や道具の貸出しも行っており、ごみの散乱防止に努めている。

キ 廃食油の回収・エネルギー化推進(施策番号 17)

<施策の内容>

廃食油については、市民の半数程度が燃えるごみとして収集に出すか、自家処理している状況である。これを回収することにより、資源の再利用、焼却処理施設の延命化につながる。市内の一部地域では食用油等の廃油を回収し、資源化し

ているのでこれらを参考に効率的な回収システムの整備について検討する。

<具体的な方策>

- 〇廃食油回収制度の充実(市民、事業者、行政)
 - ・回収拠点の充実、効率的な回収方法の検討、モデル地区での回収実験
 - ・BDFの利用拡大

ク 効率的な廃棄物処理システムの構築 (施策番号 18)

<施策の内容>

平成20年度より、公共施設の空きスペースを利用して、不定期にリユースステーションを試行し、家具等の粗大ごみなどについて、再利用できるものを一部修理、清掃の後に、保管・展示し、希望者に無償譲渡しており、今後も継続する。

今後、資源回収や熱利用等を効率的に行うことのできる処理施設の整備、リユース啓発の拠点となる施設の整備を推進するため、平成22年度より、廃棄物の発生・排出の抑制、リサイクルシステム、処理施設の整備方策等について、長期的な観点から、総合的な研究を行う。

<具体的な方策>

- 〇効率的廃棄物処理システムの研究 (行政)
 - ・ごみ資源化技術に関する情報収集
 - ・リサイクルシステムの情報収集
 - ・中間処理技術に関する情報収集
 - ・最終処分技術に関する情報収集
 - ・環境監査システムに関する調査
 - ・レアメタル(希少金属)の回収技術に関する調査

ケ 最終処分率低減を目指した技術開発・システムの研究(施策番号19)

<施策の内容>

最終処分率の低減化を目指し、焼却灰の資源化等に関する技術開発・システムの研究を進める。

焼却灰の資源化等個別技術とともに、「効率的な廃棄物処理システムの構築」(施 策番号 19) とあわせた一体的な最終処分システムに関する研究を行い、長期的な 観点で最終処分率低減を目指す。

<具体的な方策>

現在、大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)に埋立処分している焼却灰

の資源化、直接搬入埋立ごみの減量化等の方法について、最新の技術開発状況、 周辺地域の動向の情報収集を行う。さらに、本市にとって最適な最終処分システムの検討を行い、それにあわせた技術開発・研究を進めるとともに、焼却灰セメントリサイクルを行う。

〇最終処分システムの研究 (行政)

- ・最終処分量削減を視点にしたリサイクルシステム(リサイクル施設)、収集方法、有料化方策等について、最適なシステムの検討を行う。
- ・大阪湾圏域広域処理場 (フェニックス計画) の将来動向を見据え、将来的な 最終処分システムについて最適な方策を検討する。

〇焼却灰セメントリサイクルの運用実施に向けた準備 (行政)

・焼却灰の資源化方法として、セメント原料化等現状で確立されている技術の 適用性を検討し、平成28年度を目途に、焼却灰の一部をセメント原料として 再資源化を運用実施するため、具体の準備を進める。

○焼却灰の加湿方法の検討(行政)

・焼却灰の加湿による増量が最終処分量に影響しているため、最適な加湿方法に ついて研究を行う。

〇直接搬入ごみの削減方策の検討(行政)

・家庭から直接最終処分される直接搬入ごみの削減策について、ハードおよび ソフト両面から、方策の検討を行う。

コ 生活排水対策(施策番号20)

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図り、まずは、公共下水道及び農業集落排水施設の事業推進を図り、次に、下水道計画区域外および下水道計画区域内整備まで7年以上かかる地域については、合併浄化槽の設置・切り替えを促進し、適正な生活排水処理を推進していく。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分、処理方法については、表3のとおりである。

現在、本市では 12 分別を行なっており、このうち資源ごみは、「プラスチック容器」、「ペットボトル」、「古紙」、「古布」、「空き缶・金属」、「ビン」、「廃食油」の 7 分別により、資源化を推進している。今後は、適正分別の推進によって更なる資源ごみ回収量の向上を図るために、リサイクルセンターの整備により、これまで選別が難しかった燃えないごみや粗大ごみからの有価物回収率を向上させる

とともに、プラスチック容器類の熱回収への転換とともに古紙古布の資源化の強化を図り、より効率的な資源化システムを構築していくものとする。

また、老朽化している焼却施設の建て替えにおいては、処理残渣の資源化を検討し、焼却灰セメントリサイクルの実施運用に向け具体の準備を行うなど、ごみの安定的処理の継続と、焼却施設とリサイクルセンターの統合的整備による資源化の促進を行っていくものとする。このほか、新施設では、熱エネルギーを回収し、給湯等余熱利用を行う。

さらに、「廃食油」については、市民の半数程度が「燃えるごみ」として収集に出すか、自家処理している状況であることから、現在市内の一部地域で廃油を回収し、資源化している。今後は、現状の取り組みを基礎に、市民からの廃食油の回収方法や、飲食店と参加事業者との廃食油回収に関する協議、市民や農業・漁業関係団体に向けたBDF燃料の普及啓発等を行い、効率的な回収システムの整備を検討していくものとする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業所等における紙類等のごみの排出抑制を図るため、平成 16 年 10 月の合併 当初より、条例等によって 3 t /月以上の多量排出事業所に「ごみ減量化計画」の 策定を義務づけている。今後は、排出量条件を 2 t /月以上に拡大し、目標値の設 定や責任者の選任など、より広範囲における効果的な計画策定を促していくもの とする。

また、本市では、平成17年度より、許可業者による事業系一般廃棄物の収集運搬を開始し、排出事業者に対しては、指定袋による排出・指定袋への事業所名の記名・廃棄物搬入確認書の記入などを義務づけ、排出量及び排出内容の確認・管理を行わせてきた。

収集運搬許可業者に対しても、翌年度から搬入時の検査制度を徹底し、平成 21 年度からは規則により搬入時の検査による違反に対し、罰則制度を設けた。

これらにより、事業系一般廃棄物に関して、排出事業者及び収集運搬許可業者に対し、適正な排出、排出抑制など、より一層の排出廃棄物の管理を徹底させるとともに、市においても、事業所毎の排出量の的確な把握とデータベース化、それによる事業者毎の減量指導を行うものとし、特に許可業者の適正な管理及び指導により、排出事業所の減量及び適正分別などのインセンティブによる効果を得ている。

特に、内容物検査では、資源物(雑誌、新聞紙、ビン、缶、ペットボトルなど)についても細かくチェックし、加えて処理不適物及び産業廃棄物などの搬入不適物などの混入時は、排出事業者に対して、迅速にかつ的確な分別、排出抑制指導が行えるため、全体的な事業系一般廃棄物の排出量の抑制、適正分別の促進を行

う。

※搬入時の検査:事業所毎に、1箇月に1回 破袋による内容物検査 毎日1回 搬入確認書の検査など

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在及び今後についても、併せて処理する産業廃棄物はない。

エ 生活排水処理体制の現状と今後

今後も、下水道や集落排水施設を今後 7 年以内に整備する計画のない地域については、生活雑排水処理の観点から、合併浄化槽への切り替えを進めていくものとする。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、本市と草津市、守山市、栗東市とで構成する湖南広域行政組合において、今後も、広域的に処理を行っていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇適正分別の徹底による資源ごみ回収量の向上を図るとともに、有価物回収率を向上 させるための施設整備を伴った資源化システムを検討する。
- ◇熱回収施設とリサイクルセンターの統合的な整備により、効率的な資源化システム の構築を図るとともに、余熱利用による熱エネルギーの有効利用を図る。
- ◇プラスチック容器類のリサイクルは、平成 28 年度から焼却、熱回収を前提とする一方、可燃ごみの 4 割を超える紙・布類の分別の周知徹底によりリサイクルの強化を図る。
- ◇焼却灰の資源化方法として、セメント原料化等現状で確立されている技術の適用性 を検討し、平成28年度を目途に、焼却灰の一部をセメント原料として再資源化を実 施する。
- ◇廃食油の効率的な回収システム、BDF燃料の利用拡大を検討していく。
- ◇多量排出事業者のごみ減量化への要請強化を図るとともに、その他の事業系ごみ排 出者及び収集運搬許可業者に対する適正排出の指導を強化していく。
- ◇生活雑排水処理のため、合併浄化槽への切り替えを促進していく。

表3 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

		現状(平成20年度)	
	分別区分	処理 方法	処理施設等	処理 実績 (t)
:	燃えるごみ	焼却	野洲クリーンセンター (焼却処理施設)	7,378
燃	然えないごみ	破砕選別	野洲クリーンセンター	604
	粗大ごみ	1収1件选加	(粗大ごみ処理施設)	604
	プラスチック容器	減容	野洲クリーンセンター	401
	ペットボトル	水 台	(資源化施設)	138
資	古紙			644
源 ご	古布			103
み	空き缶・金属	資源化 •売却	(直接売却)	124
	ビン			326
	廃食油	 注 注 注 注		_
使	用済乾電池	埋立	(委託)	9
直	直接最終処分 埋立		蓮池の里第二処分場	332

				今後(平成29年度)		
	分別区分	処		処理施設等	処理 計画	
		方	法	一次処理	二次処理	(t)
燃えるごみ		焼却	熱回収	(仮称)新・野洲クリーンセンター (焼却処理施設)	焼却灰: 大阪湾フェニックス 焼却灰: セメントリサイクル	6,638
燃えないごみ						570
	粗大ごみ	複合	破砕選別	(仮称)野洲リサイクルセンター	_	621
	ペットボトル		減容	(資源化施設)	-	139
資	古紙					787
源 ご	古布	リサイクル				167
み	空き缶・金属		資源化 ▪売却	(直接売却)		121
	ビン				_	307
	廃食油					_
使	用済乾電池	埋立	_	(委託)		g
直	接最終処分	最終処分 埋立		蓮池の里第二処分場	-	512

※現状(平成20年度):「野洲市一般廃棄物処理実績 平成20年度」より

※今後(平成29年度): 予測結果より

※処理実績及び処理計画量は、生活系ごみ(収集ごみ及び生活系直接搬入ごみ)を示す。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)ア、イに示す処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理 能力	設置 予定地	事業期間	
1	エネルギー回収推進施設	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備事業	約 43 t /日	野洲市大篠原	H25∼H28	
2	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)野洲リサイクルセンター整備事業	約8t/日	野洲市大篠原	H25∼H28	

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対応、エネルギー回収の促進

事業番号2 既存施設の老朽化、資源化の推進、3Rの普及啓発、エネルギー回収 施設との統合的な整備による効率的な資源化システムの構築

イ 合併浄化槽の整備

上記(2) エに示す処理を行うため、表5のとおり合併浄化槽の整備を行う。

表 5 整備する合併浄化槽

事業番号	事業	直近の整備済 基数(H20 年度)	整備計画 基 数	整備計画 人 口	事業期間	
3	浄化槽設置整備事業	4基	14 基	98 人	H22∼H28	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)アの施設整備を行うため、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備 (事業番号1)に係る計画支援事業	・用地測量・地質調査 ・施設整備基本計画(処理方法検討含む)策定 ・生活環境影響調査 ・施設整備実施計画策定 ・敷地造成基本設計 ・敷地造成実施設計 ・施設整備技術評価(仕様書作成含む)等	H22~H26
42	(仮称) 野洲リサイクルセンター整備 (事業番号 1) に係る計画支援事業	(同上)	H22~H26

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業 (施策番号 51)

大型ごみ等として排出されるおもちゃ、家具、自転車等について、様々な製品の修理技術を持った市民を募集登録し、再生利用品の有効利用を図っていく。また、マテリアルリサイクル施設の整備(事業番号2)と併せて、リユースステーションの併設を検討し、修理等の活動の場を常設化し、需要拡大に努めていく。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発(施策番号52)

本市では、家電リサイクル法対象品目は、「小売店への引き渡し」、「指定引き取り場所への運搬」、「市への収集依頼(1回/月)」の3つの方法を示しており、法に基づいた適正な回収・再商品化がなされるよう、今後も普及啓発を行っていく。

ウ 不法投棄対策(施策番号53)

市民・行政が一体となった体制で、不法投棄監視(学区別不法投棄監視員による監視体制)、クリーンパトロール(不法投棄物の早期撤去)、地域住民からの通報の呼びかけを強化し、不法投棄の早期発見、未然防止を図っていくものとする。

特に、地上デジタル放送への移行に伴うアナログテレビの不法投棄増加の可能性があることから、家電量販店等とも連携し、適正処理の周知・徹底に努めていくものとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項(施策番号54)

災害発生時に備え、平成 23 年度までに、「震災廃棄物対策指針」・「水害廃棄物対策指針」及び「野洲市地域防災計画」に基づいて災害発生時の行動マニュアルを整備し、災害廃棄物の保管、収集・運搬、処理、処分が適切に行えるように取り組んでいくものとする。

また、災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町や県及び国等との連携による処理体制の確保を図っていくものとし、他の地域において災害が発生したときには、速やかな支援が行えるような体制を整えていくものとする。

※仮 置 場: 蓮池の里処分場グラウンドを優先的に活用し、その他の候補地 についても検討を行っていく

※最終処分場: 蓮池の里第二処分場

4 計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

本市は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業 総事業費

事業種別	事業番号	事業主体	規	模	事業 交付					総事業費	貴(千円)	千円) 交付対象事業費(千円)										
事業名称	※ 1	名称 ※2		単位	開始	終了		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
〇再生利用に関する事業							1,534,306	0	0	0	250,000	174,700	946,878	162,728	1,269,755	0	0	0	0	171,439	939,441	158,875
リサイクルセンター	1	野洲市	約8	t/日	H25	H28	1,534,306	0	0	0	250,000	174,700	946,878	162,728	1,269,755	0	0	0	0	171,439	939,441	158,875
○熱回収等に関する事業							3,335,169	0	0	0	250,000	345,695	2,242,136	497,338	2,293,327	0	0	0	0	339,241	1,587,034	367,052
熱回収施設	2	野洲市	約43	t/日	H25	H28	3,335,169	0	0	0	250,000	345,695	2,242,136	497,338	2,293,327	0	0	0	0	339,241	1,587,034	367,052
○浄化槽に関する事業							5,796	828	828	828	828	828	828	828	5,796	828	828	828	828	828	828	828
浄化槽設置整備	3	野洲市	14	基	H22	H28	5,796	828	828	828	828	828	828	828	5,796	828	828	828	828	828	828	828
〇計画支援事業							184,280	25,136	20,565	110,079	27,987	513	0	0	184,280	25,136	20,565	110,079	27,987	513	0	0
事業番号1の計画支援事業	41	野洲市	_	_	H22	H26	62,655	8,546	6,992	37,427	9,516	174	0	0	62,655	8,546	6,992	37,427	9,516	174	0	0
事業番号2の計画支援事業	42	野洲市	_	_	H22	H26	121,625	16,590	13,573	72,652	18,471	339	0	0	121,625	16,590	13,573	72,652	18,471	339	0	0
合 計							5,059,551	25,964	21,393	110,907	528,815	521,736	3,189,842	660,894	3,753,158	25,964	21,393	110,907	28,815	512,021	2,527,303	526,755

^{※1} 事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

^{※2} 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

^{※3} 実施しない事業の欄は削除して構わない。